

合戦手負注文の成立

——〈つはものの道〉再考——

海 津 一 朗

はじめに

1 戦場実検段階の手続き文書

2 村の合戦手負注文

3 武士の合戦手負注文・再考

結 語

論文要旨

従来、武家の戦功確認の手続き文書としては、対蒙古戦争を画期として成立する軍忠状が注目されてきたが、その前段階には、軍奉行や侍所による戦場実検段階に作成される合戦手負注文・合戦手負実検状が存在していた。戦場実検は、境相論や悪党訴訟など鎌倉期在地社会の私合戦において広く確認され、複合文書としての合戦手負注文もその過程ですでに成立していた。戦場実検手続きは、境相論などの私戦を訴訟ルートに載せて相手方の非抛を証明するという紛争解決の一形態であり、14世紀以後に顕在化する武家の戦功確認作法は、このような在地慣行の延長上に成立したものであった。すなわち、軍忠状の提出は、原初的には地域紛争を公戦として認定させ、軍勢による占領行為から避難することを目的とするもので、手負注文はそのための証拠文書であったと考えられる。

中世戦争研究の前進のためには、戦争を「武家軍事史」として孤立的に扱うのではなく、中世社会論として普遍化し、組み直していく作業が不可欠である。本稿もそのための一つの試みである。

はじめに

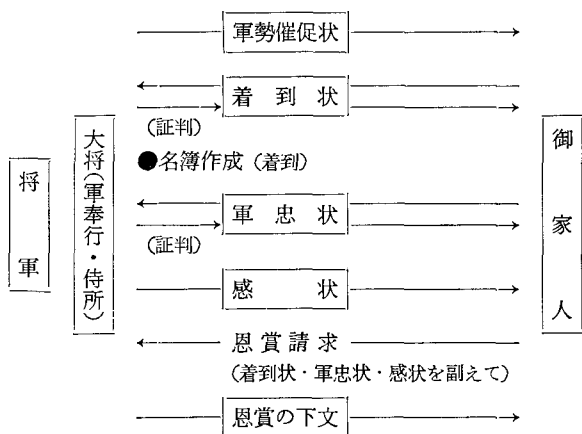
本稿の課題は、中世村落の武力を射程に置きつつ、武士の戦争作法〈つはものの道〉を再検討することである。⁽¹⁾

80年代以後、藤木久志氏の一連の研究により、中世村落群のもつ自律的な紛争解決秩序が明らかになり、とりわけ〈なわばり〉維持のための組織的な暴力発動の手続きが活写された。その結果、言葉戦い(挑戦)と降参の作法、近郷合力の発向体制、戦功への懸賞・恩賞など、従来武士独自の戦場ルールと考えられてきた諸慣行が、実は村落の紛争解決の一環であったことが確認された。⁽²⁾ 〈つはものの道〉をアプリアリに戦士共同体固有のものとし、在地社会と切り離して孤立的に論じることの誤りは明らかであろう。

近年、藤木氏らによる村落武力の研究は、戦争のあり方そのものの再検討にも及んできた。軍勢着到(状)を地域防衛のための村の動員システムのなかに発見した同氏や、城郭の設定に領域の当知行・村の安堵の側面を捉えた小林一岳氏らの仕事は、戦争の歴史を旧態依然とした「軍事史」の枠組みから解き放つ画期的な試みである⁽³⁾と考える。本稿では、このような戦争をめぐる研究の進展を踏まえて、戦場における軍功実検の過程、なかんずく合戦手負注文を手がかりに、〈つはものの道〉を再検討したい。⁽⁴⁾

1 戦場実検段階の手続き文書

中世の戦争における戦功確認の手続き文書としては、従来、着到状および軍忠状が注目されてきた。これらの上申文書は、本格的な集団戦争に移行するモンゴル戦争を画期として成立したといわれる。⁽⁵⁾ 下の図は佐藤進一氏が作成した戦功確認の文書の流れの概念図である。御家人の側から



ら上申され、指揮官の証判を得て下賜され、後日の戦功申請時に証拠文書となるという着到・軍忠状の機能が明示されている。⁽⁶⁾

だが、実際の戦後処理過程を検討してみると、少なからぬ戦闘において、軍忠状の提出以前の段階に、戦場における軍奉行(侍所)の戦功確認作業=実検が確認できる。軍忠状の中には、「合戦次第、侍所大泉平九郎被実検畢」⁽⁷⁾「令分取之御勘文炳

表 「合戦手負注文」・「合戦手負実検状」(14世紀以前) 一覧

No.	年 月 日	注進者/発給者	文 書 名	銘・証判	出 典	刊 本
1	1265 文永 2 7/29	太宰府守護所使等	手負実検状	一	深江文書	鎌9322
2	1305 嘉元 3 8/12	浅井郡守護代	手負実検状	一	菅浦文書	鎌22303
3	1305 嘉元 3 9/ 7	浅井郡守護代	手負実検状案	一	菅浦文書	鎌22319
4	1318 文保 2 2/	葛川住民等	手負死人注文案	無	明王院文書	鎌26569
5	1333 正慶 2 後 2/2	熊谷直氏	手負注文	有	熊谷文書	鎌32043
6	1333 正慶 2 後 2/2	熊谷直氏	軍忠状	有	熊谷文書	鎌32044
7	1333 正慶 2 3/ 7	熊谷直経	手負注文	有	熊谷文書	鎌32050
8	1333 正慶 2 3/13	熊谷直氏	手負注文	有	熊谷文書	鎌32055
9	1333 正慶 2 4/ 2	熊谷直経	手負注文	有	熊谷文書	鎌32080
10	1333 元弘 3 4/13	某道性	手負実検状	一	飯田氏蔵文書	鎌32090
11	1334 元弘 4 1/10	曾我乙丸代道為	手負注文請文写	無	南部文書	大日史6—1
12	1334 元弘 4 1/10	曾我乙房丸代道為	手負注文写	無	南部文書	大日史6—1
13	1334 建武 1 6/	曾我光高	分取手負注文写	無	南部文書	大日史6—1
14	1336 建武 3 3/17	相馬光胤	分取手負注文	有	相馬文書	相馬文書29
15	1336 建武 3 6/13	河野善恵	手負実検注文写	無	萩藩譜録	南(中)375
16	1349 貞和 5 1/18	上野頼兼	手負実検交名写	無	萩藩閥閥録	南(中)1696
17	1352 観応 3 3/29	某	手負実検注文写	無	萩藩閥閥録	南(中)2244
18	(1374 応安7)	田原氏能	手負注文(折紙)	有	入江文書	南(九)5133
19	1374 応安 7	田原氏能	手負注文案	無	入江文書	南(九)5144
20	1379 康暦 1 11/11	禰寝氏	手負注文	有	禰寝文書	南(九)5575
21	1380 康暦 2 10/ 2	禰寝氏	手負注文	有	禰寝文書	南(九)5618
22	1381 永徳 1 6/ 1	禰寝氏	手負注文	有	禰寝文書	南(九)5656

凡例 刊本の略号 鎌=鎌倉遺文, 大日史=大日本史料, 相馬文書=史料纂集, 南(九)=南北朝遺文九州編, 南(中)=南北朝遺文中国四国編。

(8) 焉上」など、実検手続きの存在を明示したのもも散見し、軍忠状は戦場確認作業を踏まえたものであることが窺われる。本稿では、この戦場実検段階に注目し、その過程で御家人・指揮官双方により作成される手続き文書「合戦手負注文」および「合戦手負実検状」⁽⁹⁾を検討したい。

表は、管見の手負注文、手負実検状から14世紀以前の分を一覧にしたものである。それぞれについて、特徴を検討してみたい。

まず、軍忠状の「原初的な形」とされる合戦手負注文の場合⁽¹⁰⁾、戦闘後、時を移さずに参戦者が戦功(多くは自軍の被害状況)を書き立てて軍奉行や侍所に注進し、首実検・疵実検をうけて返却される。もっとも著名なのは千早城攻めに際しての武蔵熊谷氏の手負注文であろうが(表の事例5—9)、熊谷直経・直氏が各々自軍に属する家子若党・中間・旗差らの手負状況を詳細に記し、軍奉行人資信・能秀、定恵・資景の連署証判を受けたものである。実検内容は、負傷者本人と注文記載を陣営にて校合したものとわれ、一人一人ないし傷ごとに合点を付け、「深」「浅」「中」「被射」など手負の度合や場所・兵器種別が注記された。「同じく庶子等、手負を一紙に注進するの処、野依彦六を奉行として実検を遂げられ、銘を書いて下され訖りぬ」(事例6)とあるように、軍奉行の諸注記は銘と呼ばれている。同時期の津軽大光寺合戦においても(事例11—13)、合戦奉行人が「陣室」で実検をしており、⁽¹¹⁾ <軍忠の上中に際して備進せよ>として手負注

文を返しているのが知られる。⁽¹²⁾ 軍忠状や訴状の提出の前提に、具書としての合戦手負注文が存在していたことがわらう。元弘の乱当時、後醍醐天皇綸旨事書が「官軍存知すべき条々」として「一、手負并死人事、能々実検を加え、交名を注進すべし。忠功の浅深により恩賞の沙汰あるべき事」としているのも、⁽¹³⁾ 当時の戦功確認手続きを踏まえた陣中規定と思われる。

一方、軍奉行による検分の結果は、手負実検状に記されて武将に下される場合もあった。表の事例10・17はその例である。17では軍奉行が、内藤氏の若党を実検し、前日の戦闘で左肘に矢傷を負った旨を確認している。この実検状が証拠文書となり、翌月に足利義詮の感状が発給されたこともわかる。すなわち、このような手負実検状は、銘を書かれた手負注文と同様の機能を果たしていた。軍奉行は、各武将からの口頭や上申文書による要求に応じて戦場実検を行ない、手負注文への銘・証判や実検状の発給によって戦功を確認したのである。武将達は、後日、これを証拠文書として軍忠状を提出した。⁽¹⁴⁾ 一方、軍奉行のサイドでも、配下の将兵達の戦功を一括して上部権力に注進している。表の15・16などに見られる実検交名注進状である。たとえば15では、伊予勢を率いる指揮官の河野氏が、配下の国人・被官の実検結果を取りまとめて上申している。軍忠状の中で「勘文に明白」とあるのは、おそらくこのような軍奉行側の調書のことと推測される。

以上、戦場実検段階における手続き文書である手負注文・手負実検状に注目してきた。これらの文書は、戦闘直後の当事者の被害状況を如実に示すものであり、中世戦争の実態を知る手がかりとなるものであった。「戦闘による死亡や負傷の様態は、使用された武器や防具、さらには戦術のありようまで如実に反映している」と主張した釈迦堂光浩氏が、ことさら手負注文を分析対象とした所以である。⁽¹⁵⁾ ところで、再度表を通覧すると、合戦手負注文や合戦手負実検状には〈つはもの戦争〉に先行するもうひとつのグループがあることに気付く。ここで、考察の対象をこの〈村の中の戦争〉に移したい。

2 村の合戦手負注文

合戦手負注文の史料上の初見は、管見の範囲では葛川明王院文書の「文保二年二月日死人并手負等交名注文」である（表の事例4。村山修一編『葛川明王院史料』〈吉川弘文館、一九六四年〉のグラビア図版第十四図に写真が掲載されている）。

^(端裏書)
「廿七日死人□□之注文」

注進

去年十二月廿七日為伊香立庄民等被殺害

死人并蒙疵手負等交名

紀平太 尺迦三郎

同舎弟乙四郎

已上死人

手負二人

犬二郎 頭四所切疵 身三所 二所切疵
二所射疵

辰三郎 頭二所切疵
打目三所

右大概注進如件

文保二年二月 日

この手負注文は、著名な文保の葛川・伊香立荘山論に際して作成されたものである。事件の経過を略述すると、1317年（文保1）12月27日、歳末公事の運送のために上洛していた葛川住人らが花折谷峠（途中荘・葛川の境界）付近を通過した際、伊香立住人亀王神主以下数十人の悪党人によって襲撃され、錢以下所持物を強奪された上に、7人が殺害・2人が負傷させられた。死者の中には、葛川で材木を購入するために随伴してきた四郎男（美濃国田尻地頭下人）ら他所の輩4人もいた。前掲の手負注文は、この4人を除いた葛川の住人5人の分で、翌1318年2月に、葛川常住・住人等が「伊香立の本所に申し入れて山賊殺害人を召し出し断罪せよ」と訴訟した際、副進3通のうちの「一通 死人并手負交名注文」として提出されたものである⁽¹⁶⁾。

同様の伊香立山賊事件は、前々日の12月25日にも（久多荘住人2人、葛川住人1人殺害）、また11月22日にも発生していた⁽¹⁷⁾。一連の事件の本質は、葛川訴状中にも「炭窯相論の宿意をもって連々阿党（仇）を為す」とあるように⁽¹⁸⁾、同年7月に激化した葛川・伊香立荘間の境相論（正確には葛川山野内の伊香立荘用益権をめぐる相論）の継続である。葛川側は路次狼藉・山賊行動として悪党訴訟に訴えているが、境相論の作法のひとつに「道を塞ぐ」行為があるという酒井紀美氏の指摘に従えば、伊香立側にとっては正当な手続きを踏んだ自力救済に他ならなかった⁽¹⁹⁾。

以上、事件の経緯からも明らかなように、手負注文の所見史料「文保二年二月日死人并手負等交名注文」は、境相論における合戦＝地域紛争の解決過程で作成されたものであった。葛川の住民組織は、住民の被害を上級権力に注進し、敵対勢力の処罰と被害に対する補償を要求した。この行為は、一軍の武将が、配下の被官の被害を指揮官に注進し、恩賞を要求する行為と同一の構造に他ならない。負傷の申告内容は、武士の手負注文と同様に疵の箇所や兵器種別を明記した詳細なものである。訴状の中にある「彼の住人ら（合戦現場に出合う南荘の輩）に相尋ねば其の隠れあるべからず」の文言も⁽²⁰⁾、軍忠状の証人見知文言に比されよう。また、紀平太・釈迦兄弟らの〈村への忠節〉と、領主・住民組織側の遺族への手厚い補償措置も、武士団内部の主人・被官間の御恩・奉公に劣らぬ強靱な絆といえるであろう⁽²¹⁾。

同様の事例は、鎌倉期の大和国吉田荘・平野殿荘や、近江国菅浦・大浦の境相論でも確認できる。1294年（永仁2）東寺領平野殿荘百姓等は、申状を捧げて「一乗院領安明寺・吉田荘百姓らが数多の人勢を率いて甲冑を帶し弓箭を捧げて当荘山野に乱入した」と訴訟したが、その時「蒙疵輩交名」を別に注進している⁽²²⁾。交名に記された荘民達は、乱入してきた一乗院領百姓を制止しようとして打擲・刃傷されたといい、山野相論における私合戦の被害に他ならない。菅浦については、表の事例2・3に当たる手負実検状が存在する。2は、1305年（嘉元3）8月5日に大浦

荘住人が境相論と号して海陸二手から菅浦に押し寄せて合戦に及んだ際、菅浦側の手負い人を傷実検した郡守護代の返抄。菅浦側は、この合戦時に敵方から押さえた櫓三帖を証拠として提出し、郡守護所に実検を要請したのであろう。3の方も、この直後に発生した境相論における郡守護使の傷実検で同性格の文書である。菅浦の住民組織は、8月以後本所に対して訴訟闘争を開始して⁽²³⁾おり、2・3はその際の証拠文書とすることを目的として乞い取られたことが確実である。この場合は、葛川や平野殿と違って村の側が作成した手負注文ではないが、村の側の要請によって、後日の訴訟の証拠文書として守護に作成させたという点で、同じ性格の被害実検文書といえよう。1章でみた手負注文と手負実検状の関係と同じである。

守護権力による手負実検は、境相論のみに留まらない。表の事例1は守護手負実検状事例の初見に当るものであるが、西遷御家人勢力による九州名主層への暴力(地頭非法)の被害状況を詳細に実検したものである。また、手負注文・実検状自体は伝わらないものの、文永年間、播磨国野口保における一宮神官らの悪党訴訟においても「被疵神民講衆等交名」が副進されていることが知られる。「或は兵杖を帯して刃傷を致し、或は石弓を張り打擲を企つ」という保公文の悪党行動に対して、播磨守護所が「疵を被る人数ならびに疵の寸法等」を実検したという。地頭非法や悪党問題など在地領主勢力と住民間の武力闘争においても、合戦手負注文や手負実検状が作成され、守護権力の戦場実検が行われていた⁽²⁴⁾のである。

以上の事例で明らかのように、戦場実検の諸手続きは、武士の戦争に先行して在地における私戦の中で形成していた。そして、手負注文や手負実検状が作成される契機は、村落相互や上部権力との地域紛争(私戦)を、公的権力の法廷に委ねる目的であった。現存の手負注文・実検状が、上申文書の具書や副進として伝来しているように、地域紛争を訴訟ルートに載せ、それを有利に展開させるための証拠文書の役割を果たしたのである。訴訟を開始するに際して、境論の現場で差し押さえた敵方の所持物(鎌・斧・舟など)が重要な証拠物件となることはすでに指摘されて⁽²⁵⁾いる。村人の手負もまた、境論を法廷闘争にもちこむ糸口となったのである。近郷合力を伴う大規模な軍事衝突として著名な文和の葛川・久多荘境相論では、葛川住民組織側が手負人の藤次郎即体を「昇いで」侍所へ連れ出し、幕府に訴訟の受理を求めた。訴状の中には「まず伽藍を全うせんがため、住人ら相防ぐの処、藤次郎男疵を被り了りぬ。実検のため当参し候」と明記されて⁽²⁶⁾いる。軍忠状や軍忠目安など上申文書に手負注文・手負実検状を添える武士の戦功確認作法は、このような在地社会の紛争解決手続きの延長線上に成立してきたのである。

3 武士の合戦手負注文・再考

従来の研究において、着到状・軍忠状の成立は、軍功確認方式の変化の一過程として捉えられてきた。合戦の後に総括会議が催され、各御家人の口頭・証拠品による戦功報告や対決が行なわれ、その結果を執筆が日記(合戦記)にまとめて後の論功行賞の台帳にする——このような12・

13世紀段階の戦功確認方式に対して、対蒙古戦争以後、各御家人が自分の軍功を文書化して守護などに提出するという方式が一般化するという。変化の要因として、集団戦への移行により一騎討段階で可能だった朋輩の戦功認知が困難になったこと、没官領が限定され恩賞獲得を確実にする必要が生じたこと、惣領規制の弛緩に伴い軍団編成が多様化したこと等々が指摘されてきた。⁽²⁷⁾また、上申と下達の複合文書としての着到・軍忠状のあり方自体は、いまだ守護による恒常的な被官化・家臣団化が行なわれていない過度的な段階・封建的アナーキーな段階に規定されているとも説かれる。さらに、被害状況を逐一上申して反対給付を要求する理由は、中世の軍団が、近代的な軍隊と異なり、自前の兵力・兵糧を集めて参戦する自立的な封建領主の集合体であるためという。

以上のような見解は、おそらく大枠で今日の通説としての位置を占めるものであろうし、確かに事実の一側面を捉えていると思う。しかしながら、このような研究では、着到・軍忠状が武家文書のカテゴリーの中で様式や機能を論じられるため、結果的に武家の合戦作法として孤立的に扱われる傾向が顕著である。前章でも確認したように、文書による戦功注進や複合文書としての手負注文類は、蒙古戦争に先立ち、在地の私合戦の中で綿々に行なわれていた村の慣行に他ならない。武家における着到・軍忠状成立の意義は、この在地社会の裾野の広がりを踏まえた上で、それとの緊張関係のなかで論じる必要があるだろう。⁽²⁸⁾

まず、第一に注意すべきは、対蒙古戦争を画期にして、戦士共同体（職業的武士）内部でも在地社会の戦功確認手続きが採用されたことの意味である。本所一円地の京都被官や富裕の輩に対する軍事動員が朝廷から許可されたことに象徴されるように、対蒙古戦争では従来と比較にならない大規模の動員態勢が敷かれた。御家人の狭い枠を越えた広範な侍・凡下身分が、武家被官となって参戦したのである。集団戦争への移行といわれる事態は、多くはこのような動員のあり方に規定されていたはずである。⁽²⁹⁾戦士共同体内部の〈つはものの道〉とは系譜の異なる在地の私戦慣行が様々な形で取り込まれた所以であろう。対蒙古戦争は、平安期以来の〈つはものの道〉と、在地社会の私戦慣行とが接点を持った、はじめての総力戦争であったといえよう。武士の着到・軍忠状の濫觴は、まずもってこの点に求める必要がある。

次に、自軍が戦闘で被った被害状況を守護などに注進する行為の意味あいである。従来は、戦闘の拡大・多様化により、口頭での確認が困難になったためと言われた。しかし、在地の紛争において、手負注文・手負実検状が公的権力に訴訟を提起し正当性を確保するための証拠文書となってきた経緯を想起すれば、別の角度からの理解も可能となる。すなわち、戦闘を単なる私戦と区別するために、公的権力の認可を媒介にして、絶対の正当性（公戦）を認めさせるという役割である。現実の戦場に想像を巡らせば明らかのように、ひとつの局地戦争は、敵方与党の追討という名目で、敵対勢力を打倒するための限りない私戦の連鎖を伴っている。すでに、川合康氏が詳細に実証したように、本領安堵という公的権力の措置は、こうした私戦による追討から自勢力を避難させるための措置に他ならない。⁽³⁰⁾14世紀のように間断のない内乱状況においては、単に優

勢な側で戦闘行為を行なうだけではなく、それを正義の公戦と認めさせ、あわせて様々な名目による自軍陣営側の追討行為から自らを避難させる営みが不可欠なのである。私戦を訴訟の場に持込み、相手方の暴力を明示して此彼の理非を明らかにする村の戦場実検の慣行が、そのまま武士⁽³¹⁾の味方・敵方選別の手続きとして定着していたと考えられる。

第三に、武士の手負注文・手負実検状に名を連ねた被害者の面々についてである。これまでは、注進責任者のイエ支配に服する人々と漠然と捉えられ、当該期の軍団構成を知る上で数少ない手がかりと考えられてきた。そこでは、軍団の受けた被害(奉公)に見合う反対給付(御恩)の要求という、注進者側の都合のみが問題とされた。だが、軍忠状類の交名人には、単なる被害実態以上の意味あいがあったのではあるまいか。このように考える根拠は、境相論における戦場実検からの類推である。境相論で作成される手負注文は、私戦を訴訟ルートに載せる<注進者(住民組織など)と守護との関係>と同時に、注進者が被害者集団への補償義務を確認し顕彰するという<注進者と被害者との関係>の側面も合わせ持っていた。武士の手負注文でも、軍団の長である注進者の意志のみでなく、被害交名に名を連ねることで補償と名誉を獲得しようとする家人・被官層の側の主体的な働きかけを想定する必要がある。ここで注意すべきは、少なからぬ手負注文には、「この外、有数の輩有りといえども切捨て略し畢りぬ」など、注進した交名人が手負の全てではない旨を示す文言が記されていることである(表の事例7・12・14)。戦功を誇大に宣伝する修辭句という理解もできないではないが、むしろ、主人と家人層との間で一定の選択が行われたことを窺わせるものではなかろうか。実際、相馬氏惣領の重胤は、実子である弥次郎光胤に与えた陣中定書五箇条の中で、次のように書いている。

一、致軍忠於一族他人者、分明可申注進、輕賞□ □

勇見聞輩故也、仍大略如此、⁽³²⁾

原本が伝来せず、欠損により読み切れない部分もあるが、「戦闘の過程で一族・他族の戦功を明らかにして上申するように。その理由は、(賞の軽重によらず)、名を注進されたことを見聞きした輩が勇んで闘うためだ」という趣旨であろう。相馬光胤は、このような父の教えを遵守して、これ以後、大小様々な軍忠状をじつにこまめに作成・上申し、しかも各々には配下の諸氏の軍忠が事細かに書き連ねられている(事例14もその一つ)。重胤の定書は、手負注文や軍忠状の本来の役割を示して余りあるものであろう。それは、外に対する恩賞の期待は二の次で、むしろ手負の顕彰による家臣の結束維持という内の役割こそが第一義だったのである。境相論のみならず、武士の合戦手負注文においても、注進者と守護の関係でなく、注進者(主人)と手負交名人(一族・家人ら)との緊張関係を読み取らねばならない。

結 語

本稿は、「軍事史」の枠組みのなかで<武家の習><つはもの道>として孤立的に扱われて

きた中世の戦争を、中世社会論として普遍化し、組み直していく際のひとつの試みである。14世紀内乱期における武家の戦功確認手続きを再検討した本稿の結論は以下の3点にまとめられる。

- (1) 従来、武家の戦功確認の手続き文書としては、対蒙古戦争を画期として成立する軍忠状が注目されてきたが、その前段階には、軍奉行や侍所による戦場実検段階に作成される合戦手負注文・合戦手負実検状が存在していた。
- (2) 守護などの戦場実検は、境相論や悪党訴訟など鎌倉期在地社会の私合戦において広く確認され、複合文書としての合戦手負注文もその過程ですでに成立していた。
- (3) (2)の戦場実検手続きは、境相論などの私戦を訴訟ルートに載せて相手方の非拠を証明するという紛争解決の一形態であり、14世紀以後に顕在化する武家の戦功確認作法は、このような在地慣行の延長上に成立したものであった。すなわち、軍忠状の提出は、原初的には地域紛争を公戦として認定させ、軍勢による占領行為から避難することを目的とするもので、手負注文はそのための証拠文書であったと考えられる。

註

- (1) 武士の戦争作法〈つはもの道〉については、石井紫郎「合戦と追捕」(同『日本人の国家生活』東京大学出版会、1986年)を参照のこと。
- (2) 藤木久志『戦国の作法一村の紛争解決一』(平凡社、1987年)など。
- (3) 藤木久志「村の城・村の合戦」(同編『朝日百科日本の歴史別冊・歴史を読み直す17 城と合戦』朝日新聞社、1993年)。
- (4) 小林一岳「鎌倉～南北朝期の領主『一揆』と当知行」(『歴史学研究』638号、1992年)。
- (5) 佐藤進一著『古文書学入門』第三章四節上申文書(法政大学出版局、1971年)が到達点を示す。また近年、河音能平氏が「複合文書」の機能論という観点から封建の主従関係の世界史比較を精力的に行っている(「マルコ・ポーロ時代の手交史料」『歴史学研究』623、1991年)。
- (6) 佐藤進一「武家文書の成立と展開」(『朝日百科日本の歴史別冊・歴史の読み方』朝日新聞社、1992年)。
- (7) 相馬文書、史料纂集相馬文書 相馬家文書30号。
- (8) 有浦文書、南北朝遺文(九州編)652号。
- (9) 漆原徹氏は、機能論的視点から軍忠状を2類型に区別した(「軍忠状に関する若干の考察」『日本古文書学論集』7<吉川弘文館>、初出1983年)。氏が逐次型と区分した軍忠状の中には、手負注文類も含まれており、本稿の戦場実検段階の手続き文書と重なり合うものが多い。文書の機能を重視する場合、戦場実検段階に作成される手続き文書群と、その後の軍忠申請段階の文書群とに分類することにより、氏の主張の意義はさらに鮮明になると思われる。
- (10) 前掲註5 佐藤進一著 247—248頁参照。
- (11) 南部文書、大日本史料六編一に齊藤文書として収録(東京大学史料編纂所写真版「南部文書 上」6171. 22—3—1, 82頁)。
- (12) 南部文書、鎌倉遺文32856号(同上「南部文書 上」81頁、註11とも土代であり発給の実否自体は不詳である。表の事例11—13も同じ)。
- (13) 光明寺文書、『鎌倉遺文』32124号。
- (14) 戦場実検段階においても軍忠状の様式をもつ文書があるのは前掲註9 漆原論文の示す通りである。当然ながら、殺戮の現場である戦場において、戦功確認の実態は多様なはずであり、この際、表層的形式的な様式分類は意味をなさない。
- (15) 釈迦堂光浩「南北朝期合戦における戦傷」(『中世内乱史研究』13号、1992年)。
- (16) 以上の経緯は明王院文書ほかで復元した(鎌倉遺文26519, 26526, 26530, 26534—6, 26561, 26566, 26568, 26569, 26571, 26587, 26588, 26590, 26607, 26609—11, 26621, 26622, 26679, 26705, 26706,

- 26745, 26751, 26752号)。
- (17) 明王院文書, 鎌倉遺文26438, 26460, 26464, 26496, 26497号。
 - (18) 明王院文書, 鎌倉遺文26568号。但し端裏書に「此の草案は嫌れ上せず」とあるように, この申状・具書自体は提出されなかった。
 - (19) 酒井紀美「村落間相論の作法」(『日本村落史講座』4 政治1, 1991年)。但し, 訴陳の場で伊香立側は「不実を構え出し, 造り沙汰致す謀略」と主張し, 殺害・差押えの事実自体を否定している(鎌倉遺文26751号)。
 - (20) 明王院文書, 鎌倉遺文26496号。
 - (21) 同じ事件で死んだ他所の輩の一人四郎男の場合, 主人の地頭伊賀公朝が訴訟している(同, 鎌倉遺文26571号)。主人が被官の被害を訴えたのと, 村(住民組織)が住民の被害を訴える行為は, 同次元であることがわかる。被官の訴訟という点で, 鎌倉期の村が一個の法人格として住民に対していたことが明らかである。
 - (22) 東寺百合文書, 鎌倉遺文18512号。
 - (23) 菅浦文書, 鎌倉遺文22316号。
 - (24) 伊和神社文書, 鎌倉遺文11444号。
 - (25) 境相論で敵方から差し押さえるものが, 訴訟の提起に必要なことについては, 神田千里「国質・郷質と領主間交渉」(『日本歴史』382号, 1990年)参照。
 - (26) 明王院文書, 葛川明王院史料 葛川明王院所蔵文書268号(407頁より)。
 - (27) 前掲註5 河音論文など参照。
 - (28) 前掲註5 河音論文の口頭報告時に佐藤和彦氏が「軍忠状以前の手負注文はどう位置づけられるのか」と批判したのは, おそらく同じ問題関心に基づくものであろう(池享「ボン日本中世史研究会議参加記」『歴史学研究』617号)。本稿の作業は, 主にこの佐藤氏の提起に触発され, その方法に基づいて行なったものである。
 - (29) 海津一朗「鎌倉後期の武家被官・京都被官」(永原慶二編『歴史の発見』吉川弘文館, 1993年)。
 - (30) 川合 康「鎌倉幕府在郷地頭制の成立とその歴史的 성격」(『日本史研究』286号, 1986年), 「鎌倉初期の戦争と在地社会」(『中世内乱史研究』12号, 1992年)。
 - (31) 初期の手負注文・軍忠状が, 敵方への打撃(頸や囚人の分取)よりも自軍の被害を連ねる傾向が強いのは, 通説のいう自立した封建軍という側面と同時に, 鎌倉期以来の手負注文の慣習が底流にあるためと思われる。14世紀後半以後, 戦火の拡大に比例して, 次第に分取頸注文や太刀打注文の比率が高まって来る。戦国期に至って, 手負注文の雛形が作成されるに及び, 武家の戦場作法に固定化した(入江文書, 弘治二年六月日伊勢貞順軍忠書札案送状, 大分県史料10, 通号693号)。
 - (32) 相馬文書(東京大学史料編纂所影写本), 史料纂集相馬文書 相馬家文書27号(『取手市史』古代中世史料編の197頁に写真掲載)。

(東京学芸大学・東京都立大学非常勤講師 国立歴史民俗博物館共員研究員)

The Establishment of the *Teoi-chūmon*
—A Reconsideration of <The Way of the Warrior>—

KAIZU Ichirō

The *gunchūjō*, reports of battlefield exploits presented to the bakufu by individual warriors, have been the subject of substantial scholarly interest. They first appeared after the defense of Japan against the Mongols, as procedural documents to confirm samurai military exploits. Earlier, however, *teoi chūmon* (Battlefield exploit documents) and *teoi jikkenjō* (Battlefield exploit inspection reports), which were prepared on the basis of battlefield inspections by the *gun bugyō* (military prefect) or *samurai-dokoro* (the bakufu's Board of Samurai Affairs). Inspection reports of battlefields were widely recognized in relation to private battles in local society of the Kamakura period, for example, in border dispute and proceedings against *Akutō* (rascals). War Exploit Documents, as composite documents, had already come into being as part of this process. The procedure for battlefield inspection was a form of dispute settlement: private battles, such as border disputes, were brought into litigation to prove the groundl essness of the other's claims. The forms of recognition of war exploits by samurai, which became apparent from the 14th century on, came into being as an extension of these local customs. In other words, *Gunchūjō* were originally filed for the purpose of identifying local disputes as official battles and to avoid military occupation; and War Exploit Documents seem to have been the documentary evidence for that.

In order to advance the study of medieval warfare, it is essential to generalize, and rearrange them in the context of studies on medieval society, instead of dealing with them independently as the "military history of samurai". This paper is an attempt to do so.